

作 業 基 準

令和 6年3月10日改正
ハウステンボス株 式 会 社

大村湾遊覧航路

目 次

第1章	目 的	1
第2章	作 業 体 制	1
第3章	危険物の取り扱い	2
第4章	乗下船作業等	2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	4

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大村湾内遊覧航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上誘導員及び乗組員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

ハウステンボス港 A 棧橋及びL 棧橋における作業体制

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| 1. 陸上作業指揮者 | | 1名 |
| ②. 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | 2名 |
| ③. 船舶の離着岸の綱取り、綱放し | 綱取放し係 | 2名 |

※ 陸上要員2名

陸上作業指揮者は②③を兼任とすることが出来、もう1名は②③を兼務する事が出来る。

長島船橋における作業員体制(長島棧橋の陸上作業員は無人島スタッフとする。)

- | | | |
|-------------------|-------|-------------|
| 1. 陸上作業指揮者 | | 1名(無人島責任者) |
| ②. 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | 2名(無人島スタッフ) |
| ③. 船舶の離着岸の綱取り、綱放し | 綱取放し係 | 2名(無人島スタッフ) |

※ 陸上要員3～4名

陸上作業指揮者は②③を兼任とすることが出来、その他スタッフは②③を兼務する事が出来る。

(2) 船内作業

モササウルス、マリエラの船内作業

- | | | |
|---------------|-----|----|
| 1. 船内作業指揮者 | | 1名 |
| 2. 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | 2名 |

※ 乗下船時は機関長及び甲板員が旅客の誘導案内を行う。

あかしあの船内作業

- | | | |
|---------------|-----|----|
| 1. 船内作業指揮者 | | 1名 |
| 2. 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | 1名 |

- ※あかしあ」の乗下船にする旅客の誘導は船長も兼任する。
2. 陸上誘導員及び乗組員は、作業現場にあつては、名札等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上誘導員の所掌)

第3条 陸上誘導員は、運航管理者の命を受け、陸上における次の作業を行なう。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(乗組員の所掌)

第4条 乗組員は、船長の命を受け、船舶上における次の作業を行なう

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取り扱い

(危険物の取り扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運送約款第4条第2項第2号の規定により、危険物の船内への持込みは拒絶するものとする。

2. 陸上誘導員又は乗組員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立ち会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
3. 船長及び陸上誘導員は、前2項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業等

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の誘導員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

- 第7条 陸上誘導員及び乗組員は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、乗船開始時刻を周知する。原則として離岸15分前から乗船作業を開始する。
2. 乗組員は、タラップなどの架設の完了を確認した後、陸上誘導員に乗船作業開始の合図をする。
 3. 陸上誘導員は、乗組員の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
 4. 陸上誘導員は、旅客を乗降口に誘導し、乗組員は乗船口から船内へ誘導する。
 5. 陸上誘導員及び乗組員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員数を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸準備作業)

- 第8条 陸上誘導員は、原則として離岸時刻の1分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、乗組員と連絡を取り遮断策を張りタラップを収納する。
2. 乗組員は、タラップが収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
 3. 乗組員は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

- 第9条 陸上誘導員は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる等)とともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を乗組員に連絡し、綱取りの配置につく。
2. 船長は、すべての出航準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
 3. 陸上誘導員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

- 第10条 船内巡視は、船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。
2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視の指示を出し前項以外の巡視を実施させる。
 3. 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は、当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第11条 運航管理者は、入港予定時刻に合わせ陸上誘導員に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2. 陸上誘導員は、船舶の着岸5分前までに綱取り作業、タラップの架設等の着岸準備を行なう。

(着岸作業)

第12条 陸上誘導員は、迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上誘導員は、係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2. 乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びにタラップの保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上誘導員及び乗組員に合図する。

2. 乗組員は、陸上誘導員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

第15条 陸上誘導員は、乗組員から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、タラップの通行を遮断する。

2. 陸上誘導員及び乗組員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所及び発着所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の放送を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客に禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第18条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなくてはならない。

- ① 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。
- ② ①の措置を講じた場合、利用者の暴露甲板への立入を禁止させること。